つぶやき
がんちゃんの

生活知恵袋

生活に何かと役立つ連載コラム

せいかつちえぶくろ

Vol.135

今月のテーマ

金融リテラシー “金融商品の知識を持ち損失を回避する”

「金融商品の知識」と言っただけで“難しそう・面倒くさそう”と思われる方もいるかもしれないが、“私たちの暮らし”それ自体が金融無くしては成り立たない。金融商品は上手く使えば便利なものであるはずだが、法令や制度を理解しないままの利用は、思わぬトラブルにも繋がりかねない。

昨今、長引く低金利で資産運用の成果に期待するのは誠に厳しいものがある。そんな中で、少しでも運用効果を出せれば…と、良く分からないまま様々な金融商品の販売・勧誘行為に乗ってしまうこともあるようだ。気持ちは分からなくもないが、詐欺や悪質業者が潜んでいる可能性もある。また近年、法令に違反する不適切な金融商品の販売行為も問題になっている。それらの被害に遭わないためにも、情報を適切に判断するための金融知識とリアルタイムな情報（金融リテラシー）は欠かせない。

一口に金融商品とは言っても、ローン・クレジット、株式・投資信託等の資産運用商品、生命保険・損害保険などなど広範囲に及ぶし、身につけるべき知識は世代によっても異なり、実に奥深いものだが、まず身につけなければならないのは、何度も言っている「金融リテラシー」だ。

今回、この誌面で解説するのは、情報を適切に判断する上で必要になる基本的な仕組みや考え方であって、個別の商品に対する解説ではない。商品解説になると誌面がいくら在ったって足りはしない。まあ、「エー・クラス」の全ページをジャックすればできなくもないが…。まずは、金融商品の安易な利用・購入や、不適切な募集・勧誘からの損失を回避・防衛するためにも、最低限知っておかなければならないことを一緒に考えてみよう。

金融取引の基本を身につける

【契約にかかる基本的な姿勢の習慣化を】

①契約を行う際には、契約内容および契約に伴う責任を確認し、理解できない契約は締結しないことが習慣となっている

▼契約の成立、責任、効力、解除などの基本と、自己責任原則を理解している（クーリング・オフなど）

▼入手した情報を吟味でき、自分でも情報を収集し適切に活用できる

▼契約内容を確認する際、契約の必要性について改めて吟味するとともに、解約の可否や解約時のペナルティの発生についても確認できる

▼契約内容および契約に伴う責任について業者の説明を聞くだけではなく書面の上でも確認し、理解できたかどうか自問することが習慣となっている

▼契約内容および契約に伴う責任について自分自身で十分に理解できない場合には業者の説明を詳しく聞きなおしたり、パンフレットを持ち帰って読むなど、理解できるまでは契約しないことが習慣となっている

▼契約締結にあたり、必要に応じて適切な第三者のアドバイスを求めることができる

②契約締結後も、金融商品を巡る状況を定期的に確認（年間取引報告書等の確認）することが習慣となっている

▼契約後、業者等に委ねたままとせず、保有する金融商品の状況が悪化していないか等、自ら確認することが習慣となっている

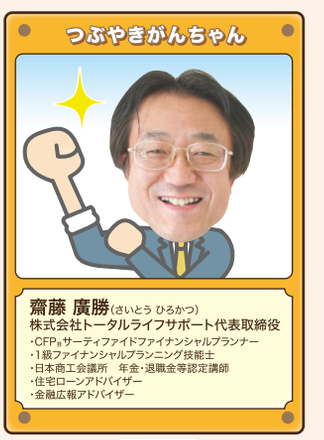

齋藤 廣勝（さいとう ひろかつ）
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所　年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

こちら

保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えております。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか？
ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート
total life support 募集代理店

〒010-0916　秋田市泉北3丁目17-22
● 営業時間／9:30～18:00
（土・日・祝日は9:30～17:00）
● 定休日／水曜日

TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

詳細はホームページでもご覧いただけます。

▼消費者の権利と義務を自覚し、自立した消費者として行動できる
▼環境や社会に配慮した生活が営めるようにライフスタイルを工夫する
▼消費者保護に関する制度、機関を知り、契約に係るトラブル発生時には適切に対処できる

とは言っても…。

さて、いろいろと御託を並べた感もあるが、どうお感じになったであろうか…？こんなの無理と思われた方も少なくないだろう。これらの中身を咀嚼すると、全て自己責任であることが求められている。私を含め、多くの契約は性善説に立ったお互いの信頼関係のもとに作られてきたような気がする。悪意を持った詐欺などの大方は、ここの信頼関係を手玉に取っている。だから詐欺師は「とても良い人」を演出し、〝そんな悪い人に見えなかったのに…〟となるのである。それゆえに、ここに並んでいる「金融取引の基本」は、そのどれもが損失等を未然に防ぐために重要なことである。これらの全てを身につけ実践するのは、実際簡単なことではないが、基本姿勢として頭の片隅に置いていただき、何かの時には改めて確認をお勧めしたい。

とは言っても、前記の箇条書きされた文章なんか頭に入る訳ではないし、身につけろと言っても何となくうっとうしい。「金融取引の基本」を簡潔に言うと〝内容を良く理解しないまま勧められるがままの契約はするな〟ということに行きつく。さらに付け加えると、その契約取引自体が家計にとってどうなのかも立ち止まって考える必要がある。

金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解

①金融経済教育の基礎となる重要な事項（金利〔単利・複利〕、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）を理解している
▼お金のはたらきや役割を理解している
▼金利のはたらきについて理解している
▼金利と期間の関係を理解し、複利の効果を理解している
▼「リスク」の意味について理解している
▼リスクとリターンの関係について理解している
▼市場の働きや機能を知り、市場経済の意義を理解している
▼インフレ、デフレの意味を理解している
▼円高、円安の意味について理解している
▼景気の変動と物価、金利等の関係を理解している
▼企業の経済活動やそこでの勤労の役割を理解している
▼為替相場の変動が経済に及ぼす影響について理解している
▼中央銀行の機能や、中央銀行の金融政策が景気や国民の暮らしにどのような影響を与えるかについて理解している
▼政府の役割や、政府の政策が景気や国民の暮らしにどのような影響を与えるかについて理解している
②金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択について理解し、実践できる
▼金融商品の背景にある金融の機能について理解している
▼金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、保険、外貨建て商品、ローン等）の基本的な内容および性質について理解している
▼景気動向、金利の動き（上昇・低下）、インフレ、デフレ、為替の動き（円高・円安）が、金融商品（預貯金、株式、債券、投資信託、外貨建て商品、ローン等）の価格、実質価値、金利（利回り）等に及ぼす影響について理解している
▼様々な金融商品の性質、リスクとリターンの関係や分散投資によるリスク管理の方法を理解し、金融経済情勢を踏まえて自己責任のもとで貯蓄・運用することができる
▼長期的な視点から定期的に貯蓄・運用する大切さを理解する

結構むずかしい…！

金融商品の利用選択にあっては、義務教育で教わった知識だけでは理解できない部分も多い。リスクの高い金融商品ほど、その商品に対する知識や理解がとりわけ重要だ。〝いちいちそんなことやってらんない〟という声も聞こえてきそうだが、だったら〝手を出すな〟と言わねばならない。投資の教訓や戒めとなる格言の一つに、「遠くのものは避けよ」というのがある。投資対象を選ぶ際に自分の知らないものを買うよりは、多少とも知識のある銘柄を選んだほうが良いということで、良く解らない、馴染みのない商品には不用意に手を出すなということだ。

虎穴に入らずんば虎児を得ず

前段で言うと、いかにも投資などはしちゃならん！とも取られかねない内容だが、決してそうではない。投資と向かい合うには、それなりの姿勢が必要であるということで、決してするなということではない。むしろ、長い人生のライフプランの中で、それぞれにあった投資商品と向かい合うことも必要ということだ。「虎穴に入らずんば虎児を得ず」、あえて危険を冒さなければ、望むものを手に入れることはできない、といった意味だが、なんとも前後で矛盾する話だ。〝手を出すな〟と言ったり、〝あえて危険を冒さなければ〟と言ったり、一体どっちだとまたお叱りを受けそうだが、どっちも真なりである。リスクとリターンの関係、基本的な仕組みを理解し上手に付き合っていかなければならないのだ。投資は〝ギャンブル的なもので怖いもの〟と思っている方もいるが、投資はギャンブルではないし、むしろ最初から排除することに問題があるとさえ思う。比較的身近な「つみたてＮＩＳＡ」や「ｉＤｅＣｏ」も運用商品であるし、賢く利用することにより得られるリターンは少なくない。

先ずは知ることから

金融商品の取引における損失の回避も、運用により得られる収益も、先ずは基本的な知識を身につけることが重要だ。何も、虎の穴に踏み込めというのではない。その先にあるものがどんなものであるかを知ることにより、この先にどう行動するべきかの答えが見えてこようというものだ。

来月号は

金融リテラシーの続きとして次回は具体的な金融商品との関わり方を書く予定だったが、今年7月10日からスタートした遺言保管制度に寄り道をしてみよう。